

〔生徒心得〕

(抄)

この心得は、生徒が本校の教育目標にのっとり、快適で充実した学校生活のための指針を示したものです。生徒は本校生徒としての誇りと自覚を持って、豊かな知性と人間性を育て、よりよい校風づくりを心がけていきましょう。

学校生活について

1. 登下校

- (1) 登校・下校時刻を厳守する。
- (2) 本校の服装規定を守り、生徒手帳を必ず携行する。
- (3) 自動車・オートバイ（原動機付き自転車・特定小型原動機付自転車を含む）・自転車による登下校は禁止する。
- (4) 登下校にあたっては、交通ルールを守り、定められた登下校路を利用する。
- (5) 公共交通機関が遅延した場合、原則として遅延証明書を受け、学級・ホームルーム担任に提出する。
- (6) 部活動等で休日登校する場合は、事前に願い出て、許可を受けて活動する。またできるだけ集団での登下校に努める。

2. 校内生活

- (1) 教職員の指示に従い、教科学習に真剣に取り組む。学習は生徒の本分であり、自主的な学習活動に努め、学力の充実向上をはかり、目標達成に取り組む。
- (2) 挨拶を励行し、教職員・来校者はもとより生徒同士においても礼儀正しい態度をとる。
- (3) 貴重品は朝担任に預けることを原則とするが、各自充分注意をして管理すること。
- (4) 学校の施設・備品等の公共物は大切に扱う。故意に損壊した場合は弁償することを原則とする。
- (5) 校内での集会・掲示・配布・出版等は係の教職員を通し校長の許可を受ける。
- (6) 校舎内外の清掃を行い、常に美化に心がける。
- (7) 学級・ホームルーム活動は、学校生活の基本となるものである。集団生活の規律を守り、かつ活性化を図り、各自が学級・ホームルームづくりに協力する。
- (8) 学級・ホームルームで、各委員は常に代表としてその責務を積極的に果たし、学級・ホームルームや学校行事が円滑に行われるように努める。

3. 校外生活

- (1) 事故が起こった場合はすぐに学校に連絡する。
- (2) 校内外を問わず、飲酒、喫煙、薬物乱用および暴力行為等は禁止する。
- (3) 夜間の外出、外泊は保護者等の承諾を必要とする。
- (4) 家族・本人に感染症や不慮の事故が起こった場合、すみやかに届け出る。
- (5) 学校以外の団体等に入会あるいは出席するときは、校長の承認を得る。

4. 禁止事項

- (1) 喫煙・喫煙具所持・飲酒・薬物乱用および同席（逸脱行為を承知で同席した場合）。
- (2) 窃盗・暴力・恐喝・いじめまたはその扇動。

- (3) 学校の施設・備品等の公共物を故意に破壊・破損する行為。
 - (4) 自動車・自転車・オートバイ（原動機付き自転車・特定小型原動機付自転車を含む）・タクシーでの登下校。
 - (5) 定期試験・提出物等（代筆など）での不正行為。
 - (6) 生徒間における金銭の貸借、物品の売買。
 - (7) 風紀上問題のある飲食店・ゲームセンター・娯楽場等に立ち入ること。
 - (8) 必要な学用品以外のもの（ゲーム機器等）の持ち込み、およびその他の禁制品の所持。
 - (9) 許可なく火気を使うこと。
 - (10) 賭博に類する行為。
 - (11) 怠学、家出、保護者等の許可を得ない外泊。
 - (12) 不正ネットワーク侵入、および SNS やメールに関する悪質な行為。
 - (13) 教職員に対する暴言・暴力。
 - (14) その他本校生徒として、著しく品位を傷つける行為。
- ※指導として軽度なものはキップを用いて行う。

服装・頭髪等について

生徒は登下校、学校内において人格形成の場にふさわしい身だしなみを整えなければならない。この趣旨により次の規定を設ける。

1. 服装

(1) 服装

冬の制服、夏の制服は男女とも学校指定のものを使用する。

① 冬服（着用は4月・11月～3月）

男子 ・学校指定紺ブレザー（男子用）※校章左襟

- ・学校指定グレースラックス（男子用）
- ・学校指定白ワイシャツ（ロゴマーク入）
- ・学校指定ネクタイ（中学生用、高校生用別、夏冬共通）
- ・学校指定紺セーター、ベスト（ロゴマーク入）（希望者のみ）
- ・ソックス ※学校指定はしないが色は白系・紺系・黒系に限定必ず着用
- ・ベルト ※学校指定はしないが、革、合皮で黒・茶色どちらか必ず着用
- ・コート

※学校指定はしないが色は紺、黒、グレーで単色無地のPコート、ダッフルコート

※フード付き可、ファー付き不可

※ブレザーの上に着用

女子 ・学校指定紺ブレザー（女子用）※校章左襟

- ・学校指定チェックスカートまたは学校指定グレースラックス（女子用）
- ※下記「スカート・スラックスについて」参照
- ・学校指定白ブラウス（ロゴマーク入）
- ・学校指定リボン（中学生用、高校生用別、夏冬共通）
- ・学校指定紺セーター、ベスト（ロゴマーク入）（希望者のみ）
- ・学校指定ハイソックス（紺、ロゴマーク入）または学校指定ソックス（白、紺、ロゴマーク入）
- ・コート

※学校指定はしないが色は紺、黒、グレーで単色無地のPコート、ダッフルコート

※フード付き可、ファー付き不可

※ブレザーの上に着用

② 夏服（着用は7月～9月15日）

- 男子 ・学校指定白シャツ（ロゴマーク入）
・学校指定ポロシャツ（紺、ロゴマーク入）（希望者のみ）
・学校指定グレースラックス（男子用）
・学校指定ネクタイ（冬服に準ずる）
※着用は自由だが、学校が指定したときは必ず着用
・セーター・ベスト・ソックス・ベルト（冬服に準ずる）
- 女子 ・学校指定白ブラウス（ロゴマーク入）
・学校指定ポロシャツ（紺、ロゴマーク入）（希望者のみ）
・学校指定チェックスカートまたは学校指定グレースラックス（女子用）
※下記「スカート・スラックスについて」参照
・学校指定リボン（冬服に準ずる）
※着用は自由だが、学校が指定したときは必ず着用
・セーター・ベスト・ハイソックス・ソックス（冬服に準ずる）

「スカート・スラックスについて」

- ・スカートとスラックスの選択・併用可
- ・スカート丈の長さは膝上3センチを基準とする
- ・スカート着用時には学校指定リボンを着用
- ・スラックス着用時は学校指定ネクタイを着用（男子に準ずる）
- ・スラックス着用時のソックス・ベルトは男子に準ずる

※5月～6月・9月16日～10月の期間は併用期間とし、冬服・夏服のどちらを着用してもよい。

(2) 通学靴 黒ローファー ※学校指定はしないが飾り付きやヒールの高いものは不可

(3) 体操着 男女共通（学校指定）

ウォームアップ上下

ジャケット・ストレートパンツ（中高共通）

半袖シャツ（中高共通）

ハーフパンツ青（中学）、黒（高校）

(4) 校章

校章は左襟（冬服ブレザー）所定の位置につける。

(5) 鞆（学校指定）

通学カバン（紺）またはDパック（オリジナルリュック型）

(6) 上履き兼体育館シューズ(学校指定)

(7) グラウンドシューズ(学校指定)

(8) 販売

①制服指定店

さいか屋（川崎）、そごう横浜店（横浜）、シーガルスクール IY 川崎店、
シーガルスクールマルイシティ横浜店、シーガルスクール IY ららぼーと横浜店、
シーガルスクールグランツリー武蔵小杉店、横浜高島屋（横浜）

②体操着指定業者

株式会社ティエムスポーツ（横浜）

③上履き兼体育館シューズ・グラウンドシューズ指定業者

株式会社ボニージャパン（東京）

④カバン指定店

柳屋（阪東橋）

2. 頭髪

清潔な髪型を保ち、パーマ・染色・脱色・加工等をしない。

3. 服装・頭髪にかかわるその他事項

- (1) ネックレス・指輪・ピアスその他貴金属等の装身具を身につけない。
- (2) 有色のリップクリームやマニキュア等を含め、化粧をしない。
- (3) 制服を改造しない。(スカート丈を極端に短くする、ズボンの裾等)なお、改造した場合は修繕または購入を指示することがある。
- (4) 制服を着くずして着用しない。
(ズボン・スカートから白ブラウス・白シャツを出す、リボン・ネクタイをゆるめる等)
- (5) 男子頭髪は、横髪は耳が隠れない程度、後ろ髪は襟にかかからない程度を目安とし、ゴム等で結んだり留めたりしない。
- (6) 女子が髪をまとめたり留めたりする際は、色や形が華美でなく、装飾がないものを使用する。
- (7) 整髪料などを使用し、髪を加工しない。
- (8) 寒い場合、女子はハイソックス・ソックスの代わりに黒色のタイツまたはストッキングを着用してもよい。

試験受験心得について

1. 不正行為や不正行為と疑われるような行為をしない。考查中の不正行為は、当該科目の成績を零点とし、懲戒の対象とする。
2. 監督先生の「はじめ」の合図ではじめ、「やめ」の合図で筆記用具を置く。
3. 机の上には鉛筆、消しゴムのみとし、教科書・ノート・筆箱などは鞆の中に入れ、机の中には何も置かない。
4. 下敷きを使用しない。また筆記用具の貸し借りをしない。
5. スマートウォッチ等、計算機能や通信機能があるものは使用できない。
6. 私語は厳に慎み、質問がある場合には静かに手を挙げる。
7. 定期試験一週間前から、部活動は原則として活動を休止する。
8. 教室内の掲示物で、試験に関係あると思われるものは予め外しておく。

普通自動車および原動機付き自転車等の免許取得および乗車について

原付、自動二輪、自動車等の運転免許等の取得は禁止する。

アルバイトについて

通年のアルバイトは本校では禁止とする。特別の事情が生じた場合は応相談。

ただし、夏・冬・春の休業中のアルバイトについては、内規の条件を満たすものに限り、保護者等からの許可願の提出をうけ、内容を検討の上、許可する場合もある。

携帯電話について

携帯電話の校内使用は認めない。ただし、校内への持ち込みに関しては、携帯電話校内持込許可書を提出すること。